

E e ホ ー ム

(要 綱)

平成 29 年 4 月 1 日実施

沖 縄 電 力 株 式 会 社

目 次

I 本 則

1	適 用	1
2	要 綱 の 変 更	1
3	適 用 範 囲	1
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	需給契約の申込み	2
6	需給契約の成立および契約期間	3
7	料 金	3
8	E e ホームホリデー	3
9	E e ホームフラット	5
10	使用電力量の計量	5
11	E e プラン（全電化割引）	6
12	解 約 等	7
13	料金の支払義務および支払期日	8
14	料金その他の支払方法	9
15	延 滞 利 息	10
16	料金等のお知らせおよび請求	11
17	供給の中止または使用の制限もしくは中止	12
18	そ の 他	12

II 実 施 細 目

1	適 用 範 囲	14
2	夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い	14
3	E e プラン（全電化割引）にかかわる取扱い	15
4	そ の 他	15

附	則	17
---	---	----

別	表	19
---	---	----

I 本 則

1 適 用

この要綱は、次の地域に適用いたします。

沖縄県（当社が定める離島供給約款の適用地域を除きます。）

2 要 綱 の 変 更

(1) 当社は、契約期間満了前であっても、この要綱を変更することがあります。

この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この要綱を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の要綱によります。

(3) 当社は、(1)または(2)により要綱を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法（お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。）等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 範 囲

電気供給約款（平成27年12月1日届出。以下「供給約款」といいます。なお、当社が供給約款を変更した場合には、変更後の約款によります。）の従量電灯の適用範囲に該当する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、お客さまがこの要綱の適用を希望され、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

(1) 別表2（夜間蓄熱式機器）に定める小型機器（以下「夜間蓄熱式機器」といいます。）または別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定める小型機器（以下「オフピーク蓄熱式電気温水器」といいます。）を使用していること。

(2) 8（E e ホームホリデー）(1)ロ(イ)および9（E e ホームフラット）(1)イに定める昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要であること。

(3) 居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること。

- (4) 料金の算定上必要な記録型計量器が取り付けられていること。ただし、**E e**ホームを希望されるお客さまの需要場所に記録型計量器が取り付けられていない場合、お客さまと当社との協議の上、記録型計量器が取り付けられるまでの間、**E e**ビジネスを適用することがあります。この場合には記録型計量器に取り替えを行なったとき、**E e**ホームに変更いたします。
- (5) **E e**ホームの適用を受けて1年に満たない場合、原則として8 (**E e**ホームホリデー) から9 (**E e**ホームフラット) または9 (**E e**ホームフラット) から8 (**E e**ホームホリデー) に変更することはできません。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとすることがあります。

5 需給契約の申込み

- (1) お客さまが新たにこの要綱による電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ供給約款およびこの要綱を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式、またはインターネットによって申込みをして頂きます。
- 契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、契約受電設備、契約主開閉器、契約電力、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間および料金の支払方法
- (2) お客さまが**E e**ホームの需給契約の申し込みをする場合、8 (**E e**ホームホリデー) または9 (**E e**ホームフラット) のいずれかを選択していただきます。
- (3) 当社が本人確認を行なうため、必要書類等を提示していただくことがあります。

6 需給契約の成立および契約期間

(1) 需給契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

イ 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 当社は、ロにより需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

7 料 金

料金は、8（E eホームホリデー）(2)または9（E eホームフラット）(2)によって算定された基本料金と電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を下回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表5（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が25,100円を上回る場合は、別表5（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

8 E eホームホリデー

(1) 季節区分および時間帯区分

イ 季節区分は、次のとおりといたします。

(イ) 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(ロ) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

ロ 時間帯区分は、次のとおりといたします。

(イ) 昼間時間 (デイトタイム)

毎日午前10時から午後5時までの時間をいいます。ただし、別表4(休日等)に定める日の該当する時間を除きます。

(ロ) 生活時間 (リビングタイム)

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。ただし、昼間時間を除きます。

(ハ) 夜間時間 (ナイトタイム)

昼間時間および生活時間以外の時間をいいます。

(2) 基本料金および電力量料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1 契約につき	1,620円00銭
---------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間 (デイトタイム)

昼間時間のうち、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	38円65銭	35円23銭

(ロ) 生活時間 (リビングタイム)

1 キロワット時につき	26円71銭
-------------	--------

(ハ) 夜間時間 (ナイトタイム)

1キロワット時につき	10円97銭
------------	--------

9 E e ホームフラット

(1) 時間帯区分

時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ 昼間時間 (デイトタイム)

毎日午前7時から午後11時までの時間をいいます。

ロ 夜間時間 (ナイトタイム)

昼間時間以外の時間をいいます。

(2) 基本料金および電力量料金

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

1契約につき	1,620円00銭
--------	-----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の時間帯別の使用電力量によって算定いたします。

(イ) 昼間時間 (デイトタイム)

1キロワット時につき	28円62銭
------------	--------

(ロ) 夜間時間 (ナイトタイム)

1キロワット時につき	10円97銭
------------	--------

10 使用電力量の計量

(1) 使用電力量の計量は、原則として各時間帯別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、供給約款29 (使用電力量等の計量) に準ずるものといたします。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における各時間

帯別の使用電力量は、各時間帯区分ごとに、30分ごとの使用電力量を、料金の算定期間（ただし、契約が消滅した場合で、特別の事情があるときは、直前の検針日から消滅日までの期間といたします。）において合計した値（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）といたします。ただし、その1月の夜間時間帯の使用電力量は、その1月の使用電力量からその1月の昼間時間帯、生活時間帯の使用電力量を差し引いた値といたします。

- (2) 当社は、16（料金等のお知らせおよび請求）に定める方法により、検針の結果をお客さまにお知らせいたします。
- (3) 記録型計量器により計量する場合は、記録型計量器に記録された電力量計の値の表示は行ないません。
- (4) 供給約款27（検針日）(2)および(5)の場合、使用電力量は、前回の検針の結果によるものといたします。ただし、検針日の翌日以降に当月の検針の結果が確認できた場合の使用電力量は、計量値により精算し、確認できなかった場合の使用電力量は、供給約款別表10（使用電力量等の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めた使用電力量により精算します。

11 E e プラン（全電化割引）

需要場所におけるすべての熱源を電気でもかなう需要（以下「全電化需要」といいます。）で、当社との協議がととのった場合の料金は、7（料金）によって料金として算定された金額から(1)によって算定されたE e プラン割引額を差し引いたものといたします。

なお、この場合、すべての熱源とは、給湯設備、厨房設備および冷暖房設備等に要する熱源をいいます。

(1) E e プラン割引額

E e プラン割引額は、1月につき次によって算定された金額といたします。ただし、次によって算定された金額が(2)に定めるE e プラン割引上限額を上回る場合のE e プラン割引額は、(2)に定めるE e プラン割引上限額といたします。

$E e$ プラン割引額 = 割引対象額 × 10 パーセント

なお、この場合、割引対象額とは、8 ($E e$ ホームホリデー) (2) または 9 ($E e$ ホームフラット) (2) によって算定された基本料金と電力量料金の合計といたします。

(2) $E e$ プラン割引上限額

1 契約につき	3,240円00銭
---------	-----------

12 解 約 等

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、あらかじめ解約日を予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この要綱によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この要綱から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

ニ $E e$ ホームを適用している需要場所が居住に必要な機能を有していない場合

(2) 18 (その他) (1) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(3) お客さまが、供給約款51 (需給契約の廃止) (1) による通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

13 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 検針日といたします。ただし、供給約款27（検針日）(4)の場合の料金または供給約款29（使用電力量等の計量）(1)イもしくはハにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、供給約款29（使用電力量等の計量）(7)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

ロ 14（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイによる日といたします。

ハ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、特別の事情があつて需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、次の場合は除きます。

イ 当社が検針の基準となる日に先だつて実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

ロ 14（料金その他の支払方法）(7)の場合の支払期日は、翌月の料金の支払期日といたします。

ハ 支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

(4) 複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

14 料金その他の支払方法

(1) 料金については毎月、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

(2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客さまの指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金はその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金はそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

- (5) 供給約款 27（検針日）（4）の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。
- (6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (7) 需給開始の日を含む料金について、お客様が料金を(1)口により支払われる場合は、1,000円を下回る料金については、当社は、(4)にかかわらず、翌月の料金とあわせて支払っていただくことがあります。

15 延滞利息

- (1) お客様が料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、(2)の場合を除き、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を14（料金その他の支払方法）（1）イにより支払われる場合で当社の都合により料金が支払期日を経過してお客様が指定する口座から引き落とされたとき、または料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 供給約款51（需給契約の廃止）（2）または12（解約等）によって需給契約が消滅した場合または需給契約を解約した場合は、消滅日または解約日においてお客様が支払期日を経過してなお支払われていない料金について、支払期日の翌日から消滅日または解約日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、消滅日または解約日が支払期日の翌日から起算して10日以内である場合は、この限りではありません。
- (3) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額（以下「延滞利息対象額」といいます。）に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定

してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{8}{108}$$

- (4) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金（(2)の場合は、消滅日または解約日以降に支払義務が発生する料金といたします。）とあわせて支払っていただきます。

16 料金等のお知らせおよび請求

- (1) 当社は、原則として、料金等のお知らせおよび請求を電磁的方法により行ないます。

なお、この場合、当社が料金を当社所定のインターネットサイトに掲載したことをもって、お客さまに料金を請求したものとみなします。

- (2) 当社は、(1)にかかわらず、次の場合には、料金等のお知らせおよび請求を書面により行ないます。

イ お客さまが当社所定のインターネットサイトに登録されていない場合

ロ お客さまが料金を14（料金その他の支払方法）(1)ロにより支払われる場合（14〔料金その他の支払方法〕(1)イまたはハによる支払いが不能となる等の理由で、当社が料金を14〔料金その他の支払方法〕(1)ロに定める当社が指定した様式により請求する場合があります。）

ハ お客さまがとくに希望される場合

- (3) 料金等のお知らせおよび請求を(2)により行なう場合は、次に定める書面発行手数料を料金とあわせて支払っていただきます。ただし、13（料金の支払義務および支払期日）(4)により一括して料金を支払っていただく場合、もしくはこの要綱の申込後、最初に行なわれる電気料金の請求に係る書面については書面発行手数料は申し受けません。

書面発行手数料（1契約種別につき）	216円00銭
-------------------	---------

17 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

- イ 発電用燃料の異常需給等により電気の需給上やむをえない場合
- ロ 当社の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
- ハ 当社の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
- ニ 非常変災の場合
- ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1)の場合には、当社は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

(3) (1)の場合には、当社は、料金の割引等を行いません。

18 そ の 他

(1) 当社は、供給約款41（供給の停止）に準じて電気の供給を停止することがあります。ただし、供給約款41（供給の停止）(2)に定める事項については、適用いたしません。

なお、供給約款41（供給の停止）(3)に定める事項については、供給約款の従量電灯を準用するものといたします。

(2) この要綱によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、当社は、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

(3) 当社は、供給約款31（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、E e プラン割引上限額の日割計算は、別表6（日割計算の基本算式）によるものといたします。

(4) その他の事項については、供給約款の従量電灯にかかわる規定を準用するものといたします。

(5) この要綱の実施上必要な細目的事項については、II（実施細目）によるも

のといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

「昼間時間以外の時間帯への負荷移行が可能な需要」とは、その負荷の使用目的から、使用時間帯を変更することが可能な電気機器を使用する需要をいい、街路灯、看板灯、アパート等の集合住宅の共用灯等の需要は含みません。

なお、この要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、この要綱を適用いたしません。

2 夜間蓄熱式機器等にかかわる取扱い

(1) 夜間蓄熱式機器

イ 夜間蓄熱式機器とは、別表2（夜間蓄熱式機器）に該当する貯湯式電気温水器および蓄熱式電気暖房器等の機器をいいます。

ロ 「主として夜間時間に通電する機能」とは、次の場合を含みます。

(イ) お客さまが当該機器への主たる通電時間を夜間時間とすることのできる装置を取り付けた場合

(ロ) 附則5（夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置）(1)または(2)の場合で、当社が夜間時間以外の時間に当該機器への電気の供給をしゃ断する装置または計量器を取り付けた場合

ハ 夜間蓄熱式機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

ニ 当社は、別表2（夜間蓄熱式機器）に定める夜間蓄熱式機器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、夜間蓄熱式機器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

(2) オフピーク蓄熱式電気温水器

イ オフピーク蓄熱式電気温水器とは、別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に該当する貯湯式電気温水器および給湯機能と床暖房等の機能とをあわせて有する貯湯式電気温水器等の機器をいいます。

ロ オフピーク蓄熱式電気温水器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外

される場合は、当社に申し出ていただきます。

- ハ 当社は、別表3（オフピーク蓄熱式電気温水器）に定めるオフピーク蓄熱式電気温水器の機能を確認させていただきます。この場合、当社は、オフピーク蓄熱式電気温水器の機能を証明する書類等を提示していただくことがあります。

3 E e プラン（全電化割引）にかかわる取扱い

(1) 全電化需要

- イ 当社は、全電化需要であることを確認するために、必要に応じてお客さまから電気機器に関する資料を提出していただきます。
- ロ 給湯設備、厨房設備、冷暖房設備等の電気機器を取り付けもしくは取り替えまたは取り外される場合は、当社に申し出ていただきます。

(2) E e プラン割引額

- イ 全電化需要でないことが明らかになった場合は、違約金を申し受けます。
なお、この場合の違約金は、供給約款44（違約金）に準じて算定するものといたします。
- ロ E e プラン割引額は、お客さまの申出にもとづいて当社が全電化需要であることを確認した日以降の料金について適用いたします。
- ハ 供給約款30（料金の算定）(1)ロの場合で、日割計算をするときには、料金に変更があった日の前後の期間ごとに割引対象額を算定いたします。

4 そ の 他

- (1) 夜間時間以外の電気の供給をしゃ断する装置は、供給約款61（計量器等の取付け）(1)にいう区分装置として取り扱うものといたします。
- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の別表6（日割計算の基本算式）の「検針期間の日数」および「暦日数」は、次によります。
 - イ 検針期間の日数
 - (イ) 電気の供給を開始した場合は、開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数とい

たします。

- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

ロ 暦 日 数

- (イ) 電気の供給を開始した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。
- (ロ) 需給契約が消滅した場合は、そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するもの）といたします。）の属する月の日数といたします。

附 則

1 実 施 期 日

この要綱は、平成29年4月1日から実施いたします。

2 解約についての特別措置

次の地域については、本則12（解約等）(1)イおよびロにかかわらず、当分の間、お客さまが料金および他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに30日経過してなお支払われない場合に、需給契約を解約することがあるものといたします。

うるま市勝連津堅

南城市知念字久高

本部町字瀬底（水納島）

伊 江 村

伊 平 屋 村

伊 是 名 村

渡 嘉 敷 村

座 間 味 村

3 書面発行手数料の適用開始時期

本則16（料金等のお知らせおよび請求）(3)に定める書面発行手数料については、平成30年4月1日以降に支払義務が発生する料金に適用するものといたします。ただし、平成30年3月の検針日の翌日から平成30年4月の検針日までの期間に需給契約が消滅した場合の料金は、平成30年4月1日以降に支払義務が発生する料金といたします。

4 延滞利息についての特別措置

延滞利息は、本則15（延滞利息）(3)で算定した金額にかかわらず、当分の間、延滞利息対象額に3パーセントを乗じて算定してえた金額をこえないもの

といたします。

5 夜間蓄熱式機器の計量等についての特別措置

(1) 供給約款の従量電灯および深夜電力の適用を受けているお客さままたは時間帯別電灯もしくはE eらいふの適用を受けており夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量しているお客さまがE eホームに契約種別を変更される場合等、技術的、経済的にやむをえず別計量を希望される場合は、お客さまと当社との協議のうえ、夜間蓄熱式機器等の使用電力量についてその他の負荷設備とは別に計量することがあります。この場合、当該夜間蓄熱式機器等については、専用の屋内電路を施設し、直接当該夜間蓄熱式機器等に接続していただきます。また、当社は、夜間時間以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給を原則としてしや断いたします。

なお、当社は、供給設備の状況により、当該夜間蓄熱式機器等について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(2) (1)に該当する場合で、お客さまと当社との協議の上、当該夜間蓄熱式機器等について、当社は、毎日午前1時から午前6時まで以外の時間は、適当な装置または計量器を用いて電気の供給をしや断することがあります。(この場合、当該夜間蓄熱式機器等を以下「5時間通電機器」といいます。)

なお、当社は、供給設備の状況により、5時間通電機器について通電開始時刻を前後2時間の範囲内で変更することがあります。ただし、通電時間の延長または短縮は行ないません。

(3) (1)および(2)の場合で、当社が電気の供給をしや断する電路に取り付けた電力量計によって計量された使用電力量は、夜間時間に使用されたものといいたします。

(4) (1)および(2)の場合の各時間帯別の使用電力量は、電力量計ごとに本則10(使用電力量の計量)(1)により計量した各時間帯別の使用電力量を合算してえた値といたします。

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 16 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときは、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再

生可能エネルギー特別措置法第 17 条第 3 項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。

なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。

2 夜間蓄熱式機器

夜間蓄熱式機器とは、次のいずれにも該当するものをいいます。

- (1) 主として夜間時間に通電する機能を有すること。
- (2) (1)の通電時間中に蓄熱のために使用されること。

3 オフピーク蓄熱式電気温水器

オフピーク蓄熱式電気温水器とは、ヒートポンプを利用して主として電力需要の少ない時間帯に蓄熱し、お客さまが給湯に使用するためまたは給湯とあわせて床暖房等に使用するために必要とされる湯温および湯量に沸きあげる機能を有するものであって、夜間蓄熱式機器に該当しないものをいいます。

4 休 日 等

この要綱において、休日等とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に定める休日
- (4) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および12月31日

5 燃 料 費 調 整

- (1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品

の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.2410$$

$$\beta = 1.1282$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (25,100 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 25,100 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 25,100 \text{ 円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する次の燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	31銭0厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等のお知らせ

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をインターネット等によりお客さまにお知らせいたします。

6 日割計算の基本算式

(1) E e プラン割引上限額を日割りする場合

$$\text{E e プラン割引上限額} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

(2) 供給約款30（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、(1)の

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{ は、 } \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$$

といたします。